



# こども誰でも通園制度



子育てに悩みや不安を抱えている方、毎日の育児に疲れている方、こどもにいつもとは違う経験をさせたい方は、ぜひご利用ください。



## こども誰でも通園制度の3つのポイント

1

### こども誰でも通園制度って??

- ふだん、保育所などに通っていないこどもが対象です。
- 月10時間まで保育所などを定期的に利用でき、集団生活を通じて成長を促す制度です。
- 保護者を対象にした子育て支援もおこないます。



2

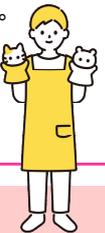
### どんなことができるの??

- 園の活動をこどもに体験させることで、成長や発達に刺激をもらうことができます。
- こどもの発達や離乳食などに不安がある場合に、経験豊富な保育士から、具体的な育児のアドバイスを受けることができます。
- 毎日の育児でたまった疲れを癒すための時間が確保できます。

3

### 「一時預かり(一時保育)」との違いって??

- 一時預かり(一時保育)には就労や病気等、利用にあたり保護者の理由が必要ですが、誰でも通園制度では理由は問いません。
- 月あたりの利用日数の上限や利用料も異なります。



## ①~③のすべてに該当するこどもが対象です

- ①白杵市に住民登録されている方
- ②0歳6か月~満3歳(誕生日の前々日まで)
- ③現在保育所・認定こども園等に在籍していないこと。

※保護者の就労状況は問いません。※満3歳になると利用できなくなります。



## 利用可能時間

こども1人につき  
月10時間まで

## 実施期間

令和7年4月1日(火)  
~令和8年3月31日(火)



## 利用料金

1時間 200円

次の世帯に該当する場合は、利用料金の減免があります。

※利用施設からは、減免分を差し引いて保護者へ請求します。

- ・生活保護法による被保護世帯
- ・当該年度市町村民税が77,100円以下である世帯
- ・要保護及び要支援が必要な世帯

給食やおやつがある場合は、実費負担が必要です。



## 利用の流れ



1 下記申込期限までに、  
利用希望施設に直接お申込みください。

※施設ごとに利用に関する詳細が異なります。  
必ず事前にご確認のうえ、お申込みください。  
※安全に保育をおこなうため、アレルギー等の聞き取りを行います。  
※市役所では申込の受付していません。

2 利用日の決定

※各施設で、利用日等を決定します。  
※希望する日に利用できない場合があります。

3 認定通知書の送付

※申込後、各月下旬に白杵市より利用料等を記載した認定通知書を送付します。

## 利用のイメージ

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	誰3時間	3	4	5
7	8	9	10	誰3時間	11	12
14	15	16	17	誰4時間	18	19
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

誰でも通園制度利用日以外の日、一時預かり（一時保育）の利用もできます。



## 利用申し込み期限

前月 15日まで（15日が市役所閉庁日の場合、その前の開庁日まで）

令和7年4月利用開始分のみ 令和7年3月21日（金）まで



## 対象施設（予定）

施設名	所在地	連絡先
海辺こども園	大浜526-2	0972-62-3464
うすきこども園	福良1775-5	0972-62-5663
白杵中央こども園	白杵616-1	0972-62-3629
かいぞえこども園	海添93	0972-63-0129
カトリック白杵幼稚園	白杵75-80	0972-62-3065
すみれこども園	友田12-1	0972-63-5991
白杵市立下南こども園	家野1496	0972-62-3630

施設によって受け入れ枠や、開所時間・利用方法が異なります。  
詳しくは白杵市ホームページをご確認ください。



白杵市ホームページ

## ご利用にあたっての注意事項

・ひと月に複数の施設を利用することはできません。

・利用料は、施設の指定する方法でお支払いください。  
・キャンセルする場合は事前に施設に連絡してください。

・施設における面談において、集団保育が著しく困難であると判断された場合、利用ができない場合があります。  
・送り迎えは、保護者の方が責任を持っておこなってください。  
・その他、申込書記載の同意事項をご確認のうえ、利用してください。

お問合せ先 白杵市子ども子育て課（ちあぼーと） 0972-86-2716